

令和4年9月9日
復興庁

全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和4年8月1日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約3.2万人
- ② 全国47都道府県、878の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

藤田・濱田

TEL：03-6328-0271

所在都道府県別の避難者数(令和4年8月1日現在) 【概要】
 (下段のカッコ書きは、前回(令和4年4月8日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別			計	(前回 との差)	所在 市区町村数	
	A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等				
北海道	547	312	7	866	(- 235)	46	
東北	岩手県	0	316	1	317	(- 454)	(※1) 20
	宮城県	12	1,145	7	1,164	(- 79)	(※1) 25
	福島県	706	(※2) 5,775	—	6,481	(- 142)	(※1) 24
	上記三県 以外の県	1,933	1,857	15	3,805	(- 163)	76
	合計	2,651	9,093	23	11,767	(- 838)	145
関東	5,280	8,614	104	13,998	(- 1,265)	328	
東海・北陸	928	331	4	1,263	(- 20)	91	
近畿	882	801	2	1,685	(- 94)	92	
中国	736	563	4	1,303	(- 91)	44	
四国	72	59	0	131	(- 19)	24	
九州・沖縄	861	392	3	1,256	(- 279)	108	
合計	11,957 (- 1,018)	20,165 (- 1,813)	147 (- 10)	32,269	(- 2,841)	878 (- 27)	

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から22,727人、宮城県から1,405人、岩手県から649人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和4年8月1日現在) 【一覧】
 (下段のカッコ書きは、前回(令和4年4月8日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別			計	所在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	547 (- 177)	312 (- 58)	7 (0)	866 (- 235)	46 (- 4)
2 青森県	20 (- 6)	115 (- 31)	1 (0)	136 (- 37)	11 (- 2)
3 岩手県	0 (0)	316 (- 452)	1 (- 2)	317 (- 454)	(※1) 20 (- 3)
4 宮城県	12 (- 1)	1,145 (- 77)	7 (- 1)	1,164 (- 79)	(※1) 25 (- 1)
5 秋田県	158 (- 6)	229 (- 18)	0 (0)	387 (- 24)	17 (0)
6 山形県	638 (- 29)	688 (- 9)	9 (0)	1,335 (- 38)	25 (- 1)
7 福島県	706 (- 37)	(※2) 5,775 (- 105)	—	6,481 (- 142)	(※1) 24 (0)
8 茨城県	1,034 (- 34)	1,520 (- 21)	35 (+ 3)	2,589 (- 52)	39 (0)
9 栃木県	363 (- 43)	791 (- 32)	6 (0)	1,160 (- 75)	20 (- 1)
10 群馬県	189 (- 2)	335 (0)	7 (- 1)	531 (- 3)	23 (0)
11 埼玉県	781 (- 67)	1,714 (- 51)	21 (- 1)	2,516 (- 119)	56 (0)
12 千葉県	573 (- 41)	972 (- 117)	6 (- 1)	1,551 (- 159)	42 (+ 1)
13 東京都	1,464 (- 21)	1,568 (+ 15)	20 (- 10)	3,052 (- 16)	51 (0)
14 神奈川県	44 (- 2)	1,240 (- 622)	8 (0)	1,292 (- 624)	22 (- 2)
15 新潟県	1,117 (- 49)	825 (- 15)	5 (0)	1,947 (- 64)	23 (0)
16 富山県	36 (- 1)	74 (- 4)	0 (0)	110 (- 5)	6 (0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
17 石川県	59 (0)	32 (0)	1 (0)	92 (0)	9 (0)
18 福井県	53 (+ 1)	18 (0)	0 (0)	71 (+ 1)	8 (0)
19 山梨県	291 (- 31)	125 (- 10)	0 (0)	416 (- 41)	15 (- 2)
20 長野県	326 (- 20)	194 (- 14)	1 (0)	521 (- 34)	31 (- 1)
21 岐阜県	59 (- 1)	103 (- 1)	0 (0)	162 (- 2)	20 (0)
22 静岡県	215 (- 83)	155 (- 59)	0 (0)	370 (- 142)	29 (- 1)
23 愛知県	715 (- 12)	79 (- 1)	3 (+ 3)	797 (- 10)	41 (0)
24 三重県	59 (- 11)	43 (+ 8)	0 (0)	102 (- 3)	15 (0)
25 滋賀県	61 (0)	74 (0)	0 (0)	135 (0)	12 (0)
26 京都府	70 (- 15)	188 (- 28)	0 (0)	258 (- 43)	14 (0)
27 大阪府	296 (- 5)	241 (- 13)	2 (0)	539 (- 18)	21 (0)
28 兵庫県	344 (- 8)	260 (- 1)	0 (0)	604 (- 9)	21 (0)
29 奈良県	40 (- 15)	13 (- 5)	0 (0)	53 (- 20)	10 (0)
30 和歌山県	18 (- 4)	7 (- 1)	0 (0)	25 (- 5)	6 (0)
31 鳥取県	36 (- 4)	23 (- 1)	0 (0)	59 (- 5)	3 (0)
32 島根県	32 (- 1)	11 (0)	3 (0)	46 (- 1)	7 (0)
33 岡山県	536 (- 42)	310 (- 22)	0 (0)	846 (- 64)	16 (- 1)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
34 広島県	96 (- 20)	208 (+ 10)	1 (0)	305 (- 10)	11 (- 1)
35 山口県	36 (- 9)	11 (- 2)	0 (0)	47 (- 11)	7 (- 1)
36 徳島県	11 (- 2)	10 (0)	0 (0)	21 (- 2)	7 (- 1)
37 香川県	35 (- 7)	5 (- 1)	0 (0)	40 (- 8)	6 (0)
38 愛媛県	20 (- 7)	9 (0)	0 (0)	29 (- 7)	4 (- 1)
39 高知県	6 (0)	35 (- 2)	0 (0)	41 (- 2)	7 (0)
40 福岡県	284 (- 157)	95 (- 56)	0 (0)	379 (- 213)	31 (- 3)
41 佐賀県	60 (- 10)	17 (- 2)	0 (0)	77 (- 12)	8 (- 1)
42 長崎県	26 (- 4)	14 (- 3)	0 (0)	40 (- 7)	5 (0)
43 熊本県	131 (- 2)	73 (0)	2 (0)	206 (- 2)	11 (0)
44 大分県	72 (- 1)	6 (+ 1)	1 (0)	79 (0)	11 (0)
45 宮崎県	94 (- 17)	125 (- 8)	0 (0)	219 (- 25)	11 (+ 1)
46 鹿児島県	54 (0)	34 (- 7)	0 (0)	88 (- 7)	11 (0)
47 沖縄県	140 (- 15)	28 (+ 2)	0 (0)	168 (- 13)	20 (- 2)
合 計	11,957 (- 1,018)	20,165 (- 1,813)	147 (- 10)	32,269 (- 2,841)	878 (- 27)

- (※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。
(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

- (注1) 自県外への避難者数は、福島県から22,727人、宮城県から1,405人、岩手県から649人となっている。
(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。